

# 第 76 回岩手県環境影響評価技術審査会

日 時 平成 30 年 2 月 8 日 (木) 13:30～

場 所 エスポワールいわて 1 階 イベントホール

## 次 第

1 開 会

2 議 事

- (1) 久慈地区汚泥再生処理センター建設事業環境影響評価準備書について  
(資料No.1～資料No.4)
- (2) (仮称) 紫波・花巻風力発電事業計画段階環境配慮書について  
(資料No.5～資料No.7)
- (3) その他

3 閉 会

### 【配付資料】

資料No.1：久慈地区汚泥再生処理センター建設事業環境影響評価準備書に係る環境影響評価手続状況

資料No.2：久慈地区汚泥再生処理センター建設事業環境影響評価準備書に対する意見（久慈市、洋野町）

資料No.3：久慈地区汚泥再生処理センター建設事業環境影響評価準備書意見の概要

資料No.4：久慈地区汚泥再生処理センター建設事業環境影響評価準備書に対する委員からの事前質問・意見及び事業者回答

資料No.5：(仮称) 紫波・花巻風力発電事業計画段階環境配慮書に係る環境影響評価手続状況

資料No.6：(仮称) 紫波・花巻風力発電事業計画段階環境配慮書に対する意見（花巻市、紫波町、矢巾町）

資料No.7：(仮称) 紫波・花巻風力発電事業計画段階環境配慮書に対する委員からの事前質問・意見及び事業者回答

第76回岩手県環境影響評価技術審査会 出席者名簿

【委員】

【敬称略・50音順】

氏名	職名	備考
石川 奈緒	岩手大学理工学部助教	×
伊藤 歩	岩手大学理工学部准教授	○
久保田 多余子	国立研究開発法人森林研究・整備機構企画部研究企画科企画室長	○
齊藤 貢	岩手大学理工学部准教授	○
佐藤 きよ子	元一関工業高等専門学校教授	×
佐藤 久美子	八戸工業高等専門学校准教授	○
島田 卓哉	国立研究開発法人森林研究・整備機構森林総合研究所鳥獣生態研究室長	○
鈴木 まほろ	岩手県立博物館専門学芸員	○
高根 昭一	秋田県立大学システム科学技術学部准教授	×
鷹 鶯 紅子	有限会社鷹鶯建築設計事務所代表取締役	○
中村 学	岩手県立盛岡第一高等学校指導教諭	×
平井 勇介	岩手県立大学総合政策学部講師	×
平塚 明	岩手県立大学総合政策学部教授	○
由井 正敏	東北鳥類研究所所長	○

※備考欄：○＝出席、×＝欠席

【事務局】

氏名	職名	備考
小野寺 宏和	環境保全課 総括課長	
藤村 朗	環境保全課 環境影響評価・土地利用担当課長	
菊池 恭志	環境保全課 主任主査	
吉田 拓司	環境保全課 技師	
池田 享司	資源循環推進課 主査	
千葉 隆一	自然保護課 主任主査	
山岸 孝気	県民くらしの安全課 技師	
高橋 香菜子	都市計画課 技師	
福地 千春	建築住宅課 主査	
本山 信一	環境保全課 主査	
熊谷 綾子	環境保全課 主査	

## 久慈地区汚泥再生処理センター建設事業に係る環境影響評価手続状況

事業の名称	久慈地区汚泥再生処理センター建設事業	
適用区分	条例第1種	
事業の種類	し尿処理施設の設置	
事業の規模	処理能力 105k1/日 (4.375k1/時)	
事業の実施区域 (予定地)	洋野町中野第7地割字尺沢30-10付近	
事業者の名称	久慈広域連合	
環境影響評価手続者	同上	
方法書	提出	平成28年 3月23日
	縦覧期間	平成28年 3月25日～平成28年 4月24日
	住民等の意見書の提出期間	平成28年 3月25日～平成28年 5月 8日
	説明会	平成28年 3月29日、30日
	意見の概要書の提出	平成28年 6月 3日 意見：0件
	技術審査会の審査	平成28年 7月26日
	知事意見の送付	平成28年 8月30日 (期限：平成28年 9月 1日)
準備書	提出	平成29年10月 2日
	縦覧期間	平成29年10月 2日～平成29年11月 1日
	住民等の意見書の提出期間	平成29年10月 2日～平成29年11月15日
	説明会	平成29年10月23日、24日
	意見の概要書の提出	平成29年12月11日 意見：0件
	技術審査会の審査	平成30年 2月 8日
	知事意見の送付	平成30年 月 日 (期限：平成30年 4月10日) ※120日



生環第 216 号  
平成 29 年 12 月 27 日

岩手県知事 達増 拓也 様

久慈市長 遠 藤 謙 一

## 環境影響評価準備書に対する意見について（回答）

平成 29 年 12 月 13 日付け環保第 419 号にて照会がありました標記について、下記のとおり回答します。

## 記

- 1 事業の名称 久慈地区汚泥再生処理センター建設事業
- 2 事業者の名称 久慈広域連合
- 3 環境影響評価準備書に対する意見

課等	意見
生活環境課	施設の建設及び稼働に伴う大気汚染、水質汚濁、騒音又は振動等により、住民の生活環境及び自然環境に支障が出ないように十分に配慮された。



〒028-8030  
岩手県久慈市川崎町 1-1  
久慈市生活福祉部生活環境課  
TEL 0194-54-8003 (直通)  
FAX 0194-52-3653

洋 町 第 4 6 5 号

平成 29 年 12 月 15 日

岩手県知事 達 増 拓 也 様

洋野町長 水 上 信 宏

環境影響評価準備書に対する意見について（回答）

平成 29 年 12 月 13 日付環保第 419 号で照会のありました標記につきまして、  
下記のとおりご回答申し上げます。

記

- 1 「事業の目的及び内容」・・・・・・・・・・・・・・・・意見はございません
- 2 「対象事業実施区域及びその周囲の概況」・・・・意見はございません
- 3 「環境影響評価項目並びに調査、予測及び評価の方法」  
・・・・・・・・・・・・・・・・意見はございません
- 4 「環境影響評価の結果」・・・・・・・・・・・・・・・・意見はございません



担 当  
町民生活課  
環境衛生係  
TEL 0194-65-5914  
FAX 0194-65-5105

様式第 5 号（第 25 条、第 50 条関係）

## 準備書意見概要書等送付書

平成 29 年 12 月 8 日

岩手県知事 様

住 所 久慈市中町 1-67  
 氏 名 久慈広域連合  
 広域連合長 遠藤 譲一

〔電話番号 久慈広域連合衛生課  
 0194-66-9090〕

岩手県環境影響評価条例第 19 条（同条例第 38 条第 1 項において準用する場合を含む。）（岩手県環境影響評価条例施行規則第 50 条第 2 項の規定により読み替えて適用される岩手県環境影響評価条例第 19 条）の規定により、別添のとおり意見の概要及び当該意見についての事業者の見解を記載した書類を送付します。

## 記

対象事業（都市計画対象事業）の名称	久慈地区汚泥再生処理センター建設事業
意見書の提出件数及び提出者数	0 件 0 人

以上







久慈地区汚泥再生処理センター建設事業環境影響評価準備書に対する  
委員からの事前質問・意見及び事業者回答

## 【1】

## 《準備書》 p15

表 2-2-5 汚泥及び再資源化製品等の性状及び処理方法（案）において、沈砂、細砂、し渣に係る性状等の欄に場外に搬出すると記載されていますが、これは「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」に基づき委託処分をするという理解でよろしいか。その場合、処理方法についても記載することになっているので、処理方法をお教えいただきたい。

また、汚泥について、場外搬出も可能とすると記載されているが、原則資源化し、堆肥の需要が見込まれない場合は、法に基づき委託処分するという理解でいいのかお教えいただきたい。  
(資源循環推進課)

## 【回答】

お見込みのとおり、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」に基づき、民間運営事業者に委託し処分することを予定しております。

処理方法について、沈砂・細砂につきましては当広域連合の所管する最終処分場に、また、し渣につきましても、同じく当広域連合の所管するごみ焼却場に搬入し、処理する計画としております。

汚泥につきましては、基本的に「堆肥化」により資源化を行うこととし、堆肥の需要が見込まれない季節（11月～3月）においては「助燃剤化」し、当広域連合の所管するごみ焼却場にて活用することを考えております。

この仕組みとすることで、堆肥の生産量調整が可能となる他、堆肥保管に関する過大なストックヤードの建設が不要になるものと捉えております。また、災害時等、堆肥を生産する余力がない場合においても有効に機能し、災害対応力の向上が図れるものとも捉えております。

## 【2】

## 《準備書》 p9, p258, p460

図 2-2-3 に「洗車場」とあるが、準備書本文にはどこにも洗車についての記述がない。

また、悪臭の項目では施設内臭気に対する環境保全措置はあるが、廃棄物運搬車からの悪臭に対する措置は記述がない。

環境保全措置として、廃棄物運搬後の車の洗浄が必要だと考えるが、評価書で環境保全措置のひとつとして記述する考えはないか、事業者の見解を伺いたい。  
(佐藤 久美子委員)

## 【回答】

廃棄物運搬車両の洗車については、環境保全措置というよりも、汚泥再生処理業務の一環として当然行うべきものと考えています。洗車場についても、図 2-2-3 に掲載のとおり、実際に敷地内に設置して使用します。洗車後の排水については、施設内部で処理し、施設排水と共に排水します。

廃棄物運搬車両から発生する悪臭については、近年は脱臭装置付きの車両が主流となっており車両から悪臭が発生した事例も少ないこと、他の項目の環境保全措置において交通規制の遵守を要請することから、影響は小さいと考えます。

**【3】**

《準備書》 p50, p427~437

対象事業実施区域は、岩手県の景観計画区域において一般地域の農山漁村景観地区に指定されており、岩手県景観計画の景観形成基準への適合に努めることが必要です。

また、当該行為が届出対象行為に該当する場合、景観法第 16 条第 1 項に基づく届出が必要です。  
(都市計画課)

**【回答】**

施設の具体的な意匠はまだ決まっていますが、規模は 2 階程度で高さ約 10m と考えています。景観の予測評価は施設がこの程度の規模であると想定して行っており、その結果周囲の眺望点から視認できないと評価を行っています。

ただし、実際の意匠設計にあたっては、景観形成基準や関係法令は遵守します。

**【4】**

《準備書》 p61

高家川河口にあるサケの人工孵化場の方の意見を聴いておく必要があると思われる。聴いた意見の結果をお教えいただきたい。  
(由井 正敏委員)

**【回答】**

平成 27 年 3 月の建設計画を立ち上げた当時、当該施設を管理する種市南漁業協同組合と協議を行っております。この協議において、今後、民間運営事業者が決定した後、正式に「環境保全協定」を取り交わしていくことと致しました（平成 30 年度下半期中を予定）。

この際、種市南漁業協同組合から、関係法令遵守等の整備基本方針について理解いただいたうえで、処理水放流による影響を最小限に留めるよう要請を受けたところであります。

**【5】**

《準備書》 p288, p297

鳥類の夜間調査の実施日と時間帯をお教えいただきたい。  
(由井 正敏委員)

**【回答】**

夜間調査は、夏季に 1 回と春季に 2 回行っています。

実施日は以下のとおり、時間帯はいずれも 19 時～22 時です。

夏季：平成 28 年 8 月 2 日（火）19～20 時 ※一般鳥類調査の中で実施

春季：平成 29 年 4 月 10 日（月）※猛禽類調査に前入りして実施

平成 29 年 5 月 5 日（金）※一般鳥類調査の中で実施

**【6】**

《準備書》 p368

ノスリの保全対策として、工事が営巣期にかかる場合は、コンディショニング(工事への馴化)を行うことが望ましい。  
(由井 正敏委員)

**【回答】**

準備書においては、ノスリに対する環境保全措置として、工事開始時期を調整して繁殖に対する工事影響を低減すると記載しております。このため、コンディショニングも含め影響を最小化できる対策を検討します。

【7】

《準備書》 p449～p452

建設工事においては、他の事業においても造成工事のみならず、建設工事から出る廃棄物についても記載していただいております、本事業についても同様に検討し、記載していただきたい。

また、伐採木等の処理等に当たり、再利用が困難なものをどのように処理するのかについても記載していただきたい。  
(資源循環推進課)

【回答】

建設工事に伴う廃棄物の内容・規模については、現段階で工事計画に未確定な部分があることから、準備書においてはその処分方法も含め言及しておりません。

建設工事に伴う廃棄物や伐採木等で再利用が困難な廃棄物が発生した場合は、廃掃法に基づき適切に処理する予定としておりますので、この点については評価書において追記させていただきます。

【8】

《準備書》 p451～452

(第6章 調査、予測及び評価の 6.12.2 予測及び評価の結果 (1) 工事の実施については、造成等の工事による一時的な影響で、) 予測期間については、方法書段階で造成工事期間以外にも廃棄物の発生が予想される基礎工事及び建築工事期間を含めて行うように指摘し、その際、全工事期間での予測を行う旨回答いただいておりますが、今回の評価を造成工事期間のみとした理由をお教えいただきたい。  
(資源循環推進課)

※方法書の事前質問と回答内容

《方法書》 p4-2

建設工事に伴う副産物について、予測期間を造成工事中としているところ、廃棄物の発生が予想される基礎工事及び建築工事期間を含め予測期間とすることが適切と考える。  
(資源循環推進課)

【回答】

p4-2 の関連表における影響要因は、「岩手県環境影響評価技術指針」中の別表第 2 に基づき設定しています。

該当表中では、影響要因を「造成『等』の工事による一時的な影響」としており、今回の予測では基礎工事や建築工事も含めた全工事期間での予測を行うことを考えております。

【回答】

工事中の予測時期の設定については、準備書 p19 の「表 2-2-9 工事車両等の稼働状況」に基づき、建設機械の稼働台数が最も多い「造成工事」、工事の運搬車両についてはコンクリートミキサー車の走行が最も多い「躯体工事」を設定しております。

また、建設副産物の発生としては、「6.12 廃棄物等」の p450 に示したとおり、改変区域内では、伐採樹木により最大約 88t を想定しており、これらは、造成工事において発生するものと考えます。伐採に係る重機及び運搬車両は、「表 2-2-9 工事車両等の稼働状況」に示した稼働台数等の範囲内で対応可能と考え、造成工事時期を設定しました。

なお、工事工程や稼働重機等については、現段階で未確定な部分もあることから、工事の詳細が明らかになった段階で工事工程や稼働台数の確認を行い、騒音・振動の事後調査を実施する計画としております。

【9】

《準備書》 p451～452

事前質問【8】の回答について

工事中の予測時期の設定については、準備書p19の「表2-2-9 工事車両等の稼働状況」に基づき、建設機械の稼働台数が最も多い「造成工事」、工事の運搬車両についてはコンクリートミキサー車の走行が最も多い「躯体工事」を設定しております。

また、建設副産物の発生としては、「6.12 廃棄物等」のp450に示したとおり、改変区域内では、伐採樹木により最大約88tを想定しており、これらは、造成工事において発生するものと考えます。伐採に係る重機及び運搬車両は、「表2-2-9 工事車両等の稼働状況」に示した稼働台数等の範囲内で対応可能と考え、造成工事時期を設定しました。

なお、工事工程や稼働重機等については、現段階で未確定な部分もあることから、工事の詳細が明らかになった段階で工事工程や稼働台数の確認を行い、騒音・振動の事後調査を実施する計画としております。

回答の下線部分(下から3行目)において、「工事の詳細が明らかに・・・騒音・振動の事後調査を実施」との記載がありますが、「事後」に調査を行っても意味がないため、「事後調査」を削除し、「予測を実施」と修正すべきと考えられるが、事業者の見解を伺いたい。

(資源循環推進課)

【回答】

事前質問への回答でもお示したとおり、工事工程や稼働台数については表2-2-9に示した数値の範囲内で対応可能（この値より大きくなることはないと考えられる）であり、予測条件として用いることは問題ないものと捉えております。

しかしながら、そのこととは別に、実際の工事によって影響が発生しなかったことを確認し、報告することも事業者として果たすべき責務とも考えております。

このため、事後調査においては、実際の工事によって発生した影響を確認するに留まらず、実際の工事条件と予測条件との差についても確認し、報告することを予定しております。

雑駁かつ非常に分かりづらい表現となっており、大変申し訳ございませんでした。

**【10】**

**《準備書》 p453～454**

(第6章 調査、予測及び評価 6.12.2 予測及び評価の結果 (2) 土地又は工作物の存在及び供用：施設の稼働に伴う影響で、) 施設の稼働に伴い発生する廃棄物のうち汚泥について堆肥化することについては、方法書段階で地域における需要や販売手法等を含め検討するよう指摘しており、準備書段階で行う旨回答いただいておりますが、本書においても、汚泥については資源化設備により堆肥化を行い、今後販売等の検討を行って有効利用を図る計画とされています。

2.2.3 対象事業の規模において、汚泥の堆肥化設備を設けることで、地域内で完結する循環型社会の形成を目指す旨記載されていますが、久慈市には動物のふん尿に係る堆肥センターもあることから、地域の需要等を十分に踏まえて事業計画を行う必要がありますので、資源化を行うにあたり、どのような検討がなされたのか説明していただきたい。

なお、「5) 予測結果」において表の番号 (6-12-3) が欠落しています。

(資源循環推進課)

**【回答】**

久慈市内にある「動物の糞尿に関する堆肥センター」につきましては、主に牛糞を扱っておりますが、牛糞は水分も多く含むことから、従来から水分の少ない鶏糞と混ぜ、配合調整する方法が採られてきました。しかしながら、この鶏糞については燃焼カロリーが高いことからバイオマス燃料としての需要が高く、昨今供給が不足しているとの見聞を得ているところであります。

これにより、この不足している鶏糞に代えて、当該施設で生産される汚泥を原料とした堆肥を活用することを想定しているところであります。

併せて、住民向けに無償配布も行うことにより、リサイクルや資源循環型社会形成に関する意識高揚を図ることも考えているところであります。

なお、これらの具体のスキームにつきましては、当該施設の整備方式として「DBO方式(建設-整備-運営の一括発注)」を採用することにより、今後、民間事業者から提案を募ることで検証・構築していく予定としております。

表番号につきましては、今後評価書において修正を行います。

【11】

《準備書》 p6

計画処理能力が既存と新設は同じ 105kL/日となっていますが、今までも昭和 43,44 年に 40kL/日、昭和 52,53 年に 65kL/日、そして現在 105kL/日の計画処理量として稼働していますが、今後増加の可能性はないのでしょうか？

また、既存処理施設では、敷地面積が 2.5ha ありましたが、新施設では 1.15ha と約半分の敷地となっています。P9の図 2-2-3 を見ても敷地的にゆとりがあるとは思えませんが、今後、施設の増設が必要となった場合は、どのような対応を検討されているのか事業者の見解を伺いたい。  
(鷹鷲 紅子委員)

【回答】

本地域は行政人口が減少傾向にあり、汚泥再生処理センターの処理対象となっている汲取り尿世帯や単独処理浄化槽世帯は下水道等への接続による減少もあるため、計画処理量は減少傾向になっています。近年の収集量実績についても、平成 26 年度で 112kL/日、平成 27 年度で 111kL/日、平成 28 年度で 110kL/日と減少傾向を示しています。

この減少傾向は、今後も継続していくものと推測されており、平成 33 年度の施設稼働時では計画処理量が 105kL/日程度になると予測されています。

敷地面積については、既存処理施設は水処理方式が嫌気性消化活性汚泥法処理方式であり、処理水槽が大きく、敷地内に設備が散在する方式であるため敷地面積が大きくなっています。一方、新施設の水処理方式は膜分離高負荷脱窒素処理方式を採用しており、水槽を含めた処理設備を全て建屋内にコンパクトに収納できる処理方式であるため、敷地内に必要な車両動線を確保しても、約半分の敷地に収まっています。

なお、先述しましたように、新施設で処理するし尿等の量は年々減少していく傾向であるため、施設を増設する可能性はほぼないと考えています。

また、新施設は耐用年数も長く、適切に維持管理を行うことで、建て替えることなく 30 年以上の長期間安定稼働することが可能となっています。

## (仮称) 紫波・花巻風力発電事業に係る環境影響評価手続状況

事業の名称	(仮称) 紫波・花巻風力発電事業	
適用区分	法第1種	
事業の種類	風力発電所の設置	
事業の規模	出力：60,200kW	
事業の実施区域（予定地）	花巻市、紫波町	
事業者の名称	電源開発株式会社	
環境影響評価手続者	同上	
配慮書	提出	平成29年12月25日
	縦覧期間	平成29年12月26日～平成30年1月29日
	住民等の意見書の提出期間	平成29年12月26日～平成30年1月29日
	技術審査会の審査	平成30年2月8日
	知事意見の送付	平成30年 月 日 (期限：平成30年2月28日 事業者指定)





29 花生活第 151 号

平成 30 年 1 月 25 日

岩手県知事 達増 拓也 様

花巻市長 上田 東一

## 計画段階環境配慮書に対する意見について（回答）

平成 29 年 12 月 27 日付け環保第 446 号にて照会のありました、(仮称) 紫波・花巻風力発電事業にかかる計画段階環境配慮書への意見について、下記のとおり回答いたします。

## 記

- 1 事業実施想定区域から 1.5～2.0 km 区域に住居が存在することから、騒音や低周波音、振動等、生活環境への影響について調査し、必要な対策を講じていただきたい
- 2 石鳥谷町大瀬川地域の一部にテレビ難視聴地域があり、共同受信施設が設置されていることから、電波受信への影響について調査していただきたい
- 3 事業実施想定区域内の生態系や、猛禽類などの希少な動植物の生息状況について十分に調査し、事業実施によりそれらに重大な影響が及ばないよう必要な対策を講じていただきたい
- 4 風力発電機の規模が大きく、眺望景観への影響が考えられることから、事業実施想定区域から 9.4 km 以内に点在する花巻市内の住宅密集地や小中学校付近にも予測地点を設定し、眺望景観の改変について調査していただきたい
- 5 事業実施想定区域の周辺には葛丸溪流やたろし滝などの観光資源が存在することから、風力発電機の設置にあたっては自然景観との調和が図られるよう配慮願いたい
- 6 開発にあたり森林の伐採を伴う場合は、土砂の流出等による災害が誘発されないよう、必要な対策を講じていただきたい
- 7 計画段階において、事業実施想定区域周辺の住民を対象とした説明会等を実施するなど、住民の理解が得られるよう配慮願いたい



8 事業実施にかかる手続き等について（留意事項）

- ・事業実施想定区域の一部が農業振興地域農用地区域内に指定されているため、事業実施区域が農業振興地域に該当した場合は、除外手続きが必要である（農政課）
- ・森林を伐採する場合は伐採届の提出が必要となる。また、事業実施想定区域周辺に市有林を有しており、伐採する場合は補償が必要となる（農村林務課）
- ・事業実施区域に農地が含まれる場合は農地転用の許可が必要となるため、事前に相談いただきたい。また、事業実施区域の隣接地に農地がある場合は、その農地に影響を及ぼさない事業計画となるよう配慮いただきたい（農業委員会）
- ・事業実施想定区域は埋蔵文化財にかかる遺跡に該当しないが、開発計画が広範囲にわたり新規の埋蔵文化財発見の可能性が皆無とは言えないことから、計画段階で協議いただきたい（文化財課）

【担当】 市民生活部生活環境課

TEL 0198-24-2111 内線 255

FAX 0198-21-1152

紫環第250号  
平成30年1月29日

岩手県知事 達 増 拓 也 様

紫波町長 熊 谷 泉

計画段階環境配慮書に対する意見について（回答）

平成29年12月27日付け環保第446号により照会のありました電源開発株式会社による（仮称）紫波・花巻風力発電事業「計画段階環境配慮書」に対する当町意見につきまして、下記のとおり回答いたします。

記

- 1 当町は、平成12年6月に「100年後の子どもたちに紫波の環境をより良い姿で残す」とする「新世紀未来宣言」を發表し、「環境・循環基本計画」に基づく「循環型まちづくり」を目指している。同計画には「再生可能エネルギーの導入と利用の推進」が掲げられ、当該風力発電事業は、当町の方針に合致するものとする。町、住民、事業者の十分な相互理解に基づく事業展開を望むものであること。
- 2 事業実施想定区域の周辺には多数の住居が存在しており、騒音及び超低周波音の影響が懸念される。特に、低周波音や超低周波音による健康影響については未だ解明されていない部分が多く、研究が進められているところである。国内外の最新の知見を踏まえて対応すること。
- 3 動植物や生態系の調査については、専門家の知見を得るなどして適切な評価を実施し、事業実施想定区域及びその周辺の貴重な動植物への影響を可能な限り回避、低減すること。
- 4 事業実施想定区域は、古くから住民に親しまれている通称「新山」の頂上部に位置し、広く町内各地域から眺望できる場所である。景観に関しては、当町における特別な規制はないものの、本配慮書が示す景観資源及び主要な眺望点からの眺望景観のみの評価に止まらず、住民の「山」に対する思いを十分に考慮すること。
- 5 事業実施想定区域に近接する山林においては、平成9年と17年の過去二度にわたり大規模な山林火災が発生しており、今なお住民の記憶に新しい。風力発電機への落雷による火災の発生が懸念されることから、防火対策については十分に検討すること。

【担当】  
産業部環境課循環政策室

TEL：019-672-2111（内線2250）  
FAX：019-672-2311



29 矢住 第 2586 号

平成 30 年 1 月 26 日

岩手県知事 達増 拓也 様

矢巾町長 高 橋 昌 瑠

計画段階環境配慮書に対する意見について (回答)

平成 29 年 12 月 27 日付、環保第 446 号で照会のありました標記について下記のとおり回答いたします。

記

- 1 眺望景観については、可視領域が当町にも含まれることから、可視領域内の住民への周知、説明に尽力願いたい。
- 2 発電施設の設置に伴う野生鳥獣への影響は極力回避又は低減するよう留意いただきたい。



担当
矢巾町 住民課
電話 019-611-2507
FAX 019-611-2519



(仮称) 紫波・花巻風力発電事業計画段階環境配慮書に対する  
委員からの事前質問・意見及び事業者回答

## 【1】

《配慮書》 p2-4 (p5)

事業実施想区域内にある「新山ゴルフ場」の現在の利用状況が分かればお知らせいただきたい。

また、「新山神社」の年間行事等について分かればお知らせいただきたい。

(齊藤貢委員)

## 【回答】

「新山ゴルフ場」の現在の利用状況について、管理者との協議において把握した範囲では、例年11月下旬～3月下旬は冬季休業としているとのことでした。

また「新山神社」の年間行事については、下記出典によると、例祭が9月17日(月)(※2018年度)に開催されます。

出典：日本の神社・寺院検索サイト 八百万の神 <https://yaokami.jp/1030736/>

## 【2】

《配慮書》 p3-21 (p39)

イヌワシ・クマタカの全国分布・メッシュ図を踏まえた計画とすること。

(由井正敏委員)

## 【回答】

事業実施想定区域がイヌワシ・クマタカの全国分布・メッシュ図において「生息確認」に含まれ、その重要性は認識しており、今後の方法書以降の手続きにおいて、専門家のご助言をいただきながら調査、予測及び評価を実施し、その結果を踏まえた上で、必要に応じて環境保全措置を検討してまいります。

## 【3】

《配慮書》 p3-33 (p51)

紫波町新山鳥獣保護区で重要とされる森林鳥獣は何か。

(由井正敏委員)

## 【回答】

「紫波町新山鳥獣保護区指定(期間更新)計画書」(岩手県)によると、生息している主な鳥獣として、鳥類ではキセキレイ、ヤマガラ、シジュウカラ、オオルリ、ツバメ、キビタキ、ウグイス、センダイムシクイ、ジュウイチ、アオゲラ、アカゲラ、コゲラ、ヤマドリ、キジバト、ヒヨドリ、ツグミ、ウソ等が、獣類ではニホンリス、ノウサギ、キツネ、タヌキ、ニホンカモシカ、イタチ等が挙げられている。

## 【4】

《配慮書》 p3-36、3-37 (p54、p55)

- ・ 元データの調査年代を示していただきたい。
- ・ 凡例と図の対応が大変分かりにくいので、事業実施区域の部分を拡大し、群落番号を入れたものを提供していただきたい。(鈴木まほろ委員)

## 【回答】

調査年代は、図3.1-14(1)(p54)は平成15年(2003年)、図3.1-14(2)(p55)は昭和54年(1979年)及び昭和58年(1983年)です。また、事業実施想定区域を拡大した図を図1に示します。

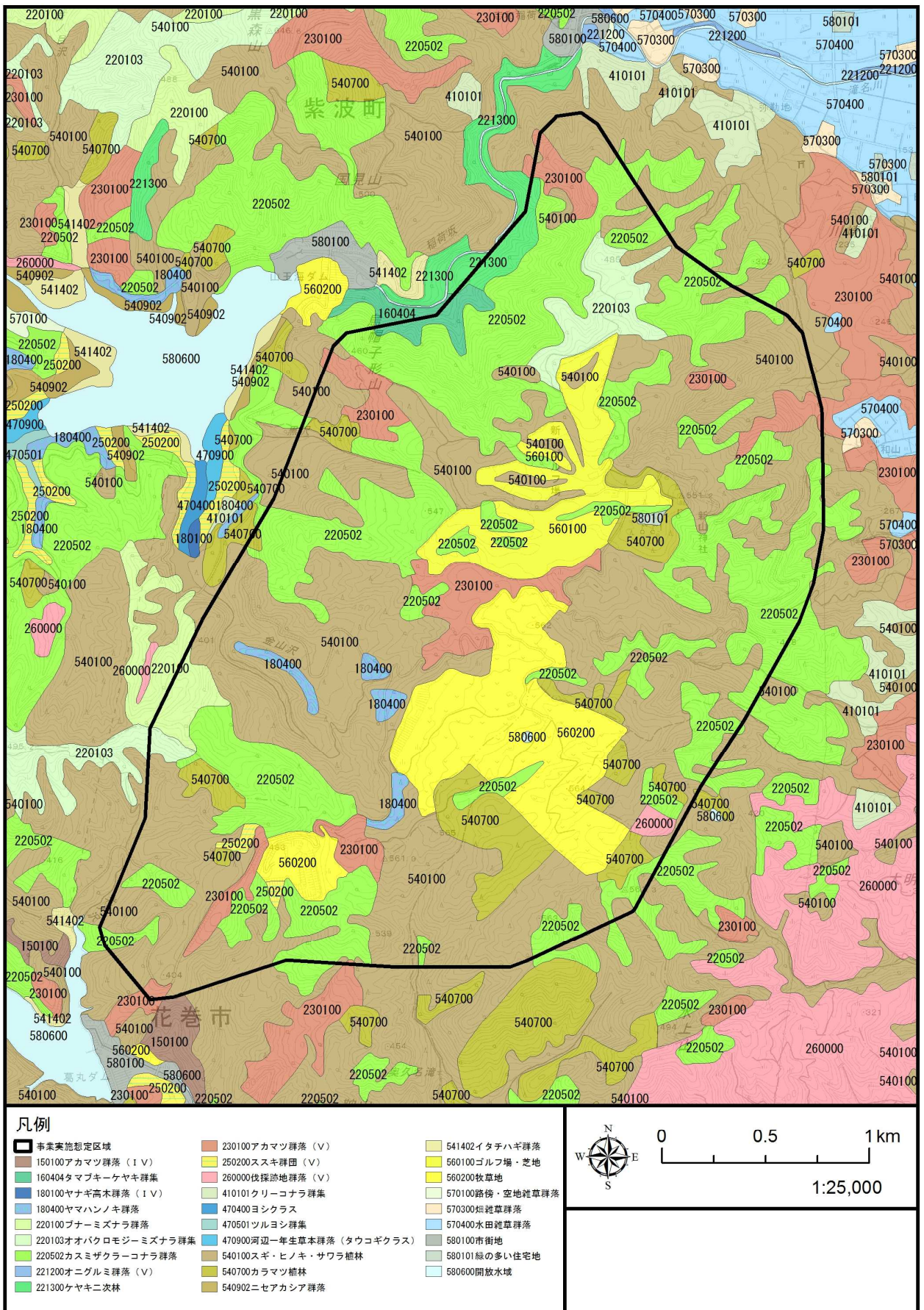


図1 現存植生図 (拡大図)

**【5】**

《配慮書》 p3-57 (p75)

事業実施想定区域近傍には「新・奥の細道東北自然道 15」等のハイキングコースが複数ある。年間の利用状況が分かればお知らせいただきたい。  
(齊藤貢委員)

**【回答】**

現段階では年間利用状況等は把握していませんが、今後の方法書手続き以降の、人と自然との触れ合い活動の場の調査において、情報の収集に努めます。

**【6】**

《配慮書》 p3-68、3-69 (p86、87)

事業実施想定区域とその周辺の水道水源の位置を図に示していただきたい。  
(伊藤歩委員)

**【回答】**

事業実施想定区域とその周辺の水道水源の位置を図 2 に示します。



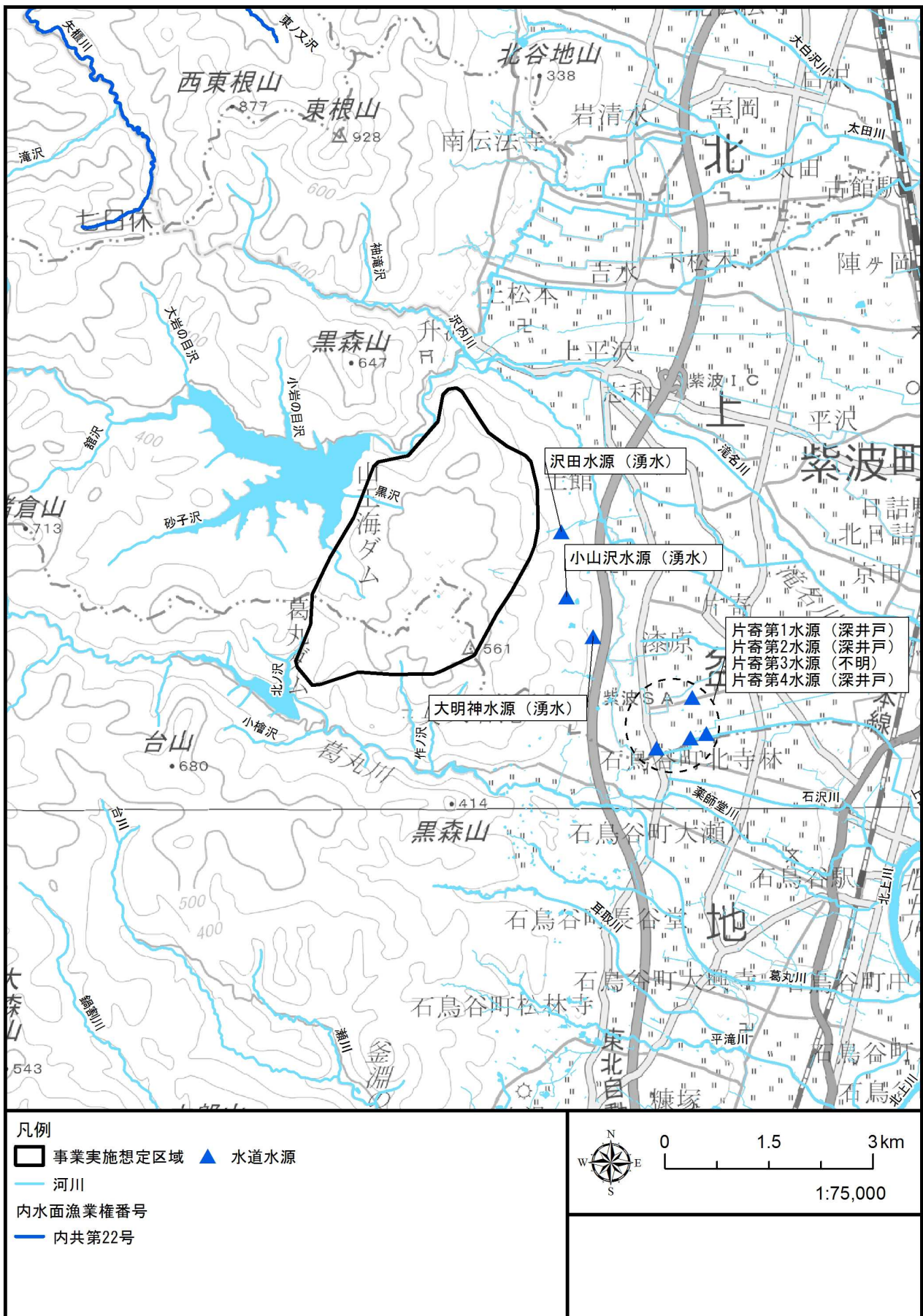


図2 水道水源位置図



【7】

《配慮書》 p3-69 (p87)

現在想定されている事業範囲の東側1km程度の場所に、湧水を水源とする水道の取水施設があることから、工事等により悪影響が出ないように、管轄する水道事業者と必要に応じて協議すること。  
(県民くらしの安全課)

【回答】

水道取水施設への工事等による影響につきましては、今後の方法書段階以降の手続きにおいて、水道事業者（岩手県中部水道企業団、地元自治体）等の関係機関と必要に応じて協議を行います。

【8】

《配慮書》 p3-74 (p92)

下水道だけでなく汚水処理の普及人口と普及率も示していただきたい。

(伊藤歩委員)

【回答】

当該自治体の汚水処理の普及事項と普及率を表1に示します。

表1 汚水処理人口普及状況（平成28年度末）

市町名	住民基本台帳人口 (人) (平成29年3月31日現在)	汚水処理 普及人口 (人)	汚水処理 人口普及率 (%)	下水道 普及人口 (人)	下水道 普及率 (%)
紫波町	33,495	30,580	91.3	19,700	58.8
花巻市	97,402	87,088	89.4	60,341	62.0
矢巾町	27,293	26,377	96.6	20,970	76.8

出典：「汚水処理施設の普及状況」（岩手県HP）より作成

【9】

《配慮書》 p3-100、p4-55～4-67 (p118、p180～192)

事業実施想定区域は一般地域の自然景観地区に指定されており、岩手県景観計画で定める景観形成基準への適合に努めることが必要である。

また、景観法第16条第1項に基づく届出が必要である。

(都市計画課)

【回答】

事業実施想定区域が一般地域の自然景観地区に指定されていることは認識しており、今後の風車配置等の事業計画の検討においては、岩手県及び地元自治体等の関係機関と協議を行いながら、岩手県景観計画で定める景観形成基準への適合に努めてまいります。また、ご指摘をいただいた届出についても適宜対応してまいります。

【10】

《配慮書》 p3-102 (p120)

事業実施想定区域内に保安林が分布しているが、その保全策を示していただきたい。

(伊藤歩委員)

【回答】

保安林については関係機関と今後協議を行い、ご意見、ご助言並びに保安林の指定種類等を踏まえた上で、必要に応じて既設道路の活用、土地改変の最小化等の環境保全措置を検討します。

**【11】**

《配慮書》 p4-16~4-50 (p141~175)

開発予定区域内は希少な植物、哺乳類、鳥類、昆虫等の生息が確認されていることから、専門家等の意見を踏まえた上で、十分な対策を講ずるよう検討すること。 (自然保護課)

市町村等の関係機関、団体から意見等を十分に把握し、環境保全、自然保護の観点から支障のないように対応いただきたい。

なお、自然保護に関しては、野生動植物の専門家からも意見聴取していただきたい。

(盛岡広域振興局保健福祉環境部)

**【回答】**

今後の方法書以降の手続きにおいて実施する調査、予測及び評価については、専門家のご助言をいただきながら実施します。事業計画の策定に当たっては、専門家のご助言、関係市町等の関係機関及び団体のご意見等を踏まえた上で、必要に応じて土地改変の最小化等の環境保全措置を検討してまいります。

**【12】**

《配慮書》 p4-31 (p156)

渡り鳥以外に、保護区で繁殖している鳥獣への稼働の影響もあると思われる。

(由井正敏委員)

**【回答】**

今後の方法書以降の手続きでの現地調査において、渡り鳥以外の鳥獣の繁殖状況等についても把握した上で、影響について予測、評価を行います。

**【13】**

《配慮書》 p4-65 (p190)

風車における環境融和塗色というのは何色か。

(由井正敏委員)

**【回答】**

配慮書 P180 の表 4.3-15 「垂直見込角と鉄塔の見え方の知見」 (出典：景観対策ガイドライン (案)、昭和 56 年 UHV 送電特別委員会環境部会立地分科会) において「環境融和塗色」という文言が提示されておりますが、本事業における風車の具体的な色は現段階では決まっておりません。今後の風車の色の検討においては、岩手県景観計画で定める景観形成基準を踏まえた上で、岩手県及び地元自治体等の関係機関と協議を行いながら検討してまいります。

**【14】**

《配慮書》

新山にはテレビやラジオの電波塔があるが、風車設立による電波障害の影響について検討していただきたい。

もし、他地域で電波塔近傍の風車による電波障害の有無などの既知情報があればお知らせいただきたい。

(齊藤貢委員)

**【回答】**

今後の方法書以降の手続きにおいて、風力発電設備の配置計画を踏まえた上で、電波障害の影響の可能性について岩手県内の放送局と協議を行うことを検討します。その協議結果を風力発電設備の配置計画に反映することで、電波障害等の影響の回避・低減を検討していく予定です。なお、ご指摘いただいた新山の電波塔に当社所有のマイクロ中継局がございますが、電波障害の影響回避が可能なことを確認しております。

また、他地域の電波塔近傍の風車による電波障害の有無について把握している情報はございません。

【15】非公開部分